

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>目次 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い （略） <u>第 7 節の 2 分配金に関する取扱い（第 283 条の 2）</u> （略）</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 12 ）（略）</p> <p>（ 13 ）当該加入者は、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日（第 60 条第 1 項（第 271 条第 1 項、272 条第 1 項及び第 277 条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 189 条第 1 項（第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する振替制限日をいう。）を振替日（振替をする日をいう。<u>以下同じ。</u>）とする振替の申請をすることはできないこと。</p> <p>（ 14 ）～（ 42 ）（略）</p> <p>（間接口座管理機関の承認）</p> <p>第 26 条 口座管理機関から顧客口の開設を受</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い （略） （新設）</p> <p>（略）</p> <p>（加入者との契約）</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>（ 1 ）～（ 12 ）（略）</p> <p>（ 13 ）当該加入者は、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日（第 60 条第 1 項（第 271 条第 1 項、272 条第 1 項及び第 277 条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 189 条第 1 項（第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する振替制限日をいう。）を振替日（振替をする日をいう。）とする振替の申請をすることはできないこと。</p> <p>（ 14 ）～（ 42 ）（略）</p> <p>（間接口座管理機関の承認）</p> <p>第 26 条 口座管理機関から顧客口の開設を受</p>

けようとする者（以下「間接口座管理機関承認申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、すべての上位機関となるべき者を明示して、機構の承認を得るための申請をしなければならぬ。

2～6（略）

（発行時DVP方式）

第52条（略）

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社（以下この章において「発行時DVP引受証券会社」という。）は、当該募集株式の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集株式の銘柄、決済条件（払込みすべき金額、払込取扱銀行（以下この章において「発行時DVP払込取扱銀行」という。）及び自社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及び払込期日その他の規則で定める事項（以下この章において「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。

3～20

（振替手続）

第53条（略）

2（略）

3 第1項の申請をする者は、当該申請において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

（1）～（6）

（7）振替日

4～9（略）

（信託の記載又は記録の同時申請）

第54条 前条第1項の振替の申請をする加入

けようとする者（以下「間接口座管理機関承認申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、すべての上位機関となるべき者を明示して、機構の承認を得るための申請をしなければならぬ。

2～6（略）

（発行時DVP方式）

第52条（略）

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社（以下「発行時DVP引受証券会社」という。）は、当該募集株式の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集株式の銘柄、決済条件（払込みすべき金額、払込取扱銀行（以下この章において「発行時DVP払込取扱銀行」という。）及び自社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。）及び払込期日その他の規則で定める事項（以下「新規記録情報」という。）を通知しなければならない。

3～20

（振替手続）

第53条（略）

2（略）

3 第1項の申請をする者は、当該申請において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

（1）～（6）

（7）振替をする日（以下「振替日」という。）

4～9（略）

（信託の記載又は記録の同時申請）

第54条 前条第1項の振替の申請をする加入

者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第5項第3号、同条第6項第3号（同条第7項において準用する場合を含む。）又は同条第8項第1号（同条第9項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合（第3項に規定する場合を除く。）には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次条及び第57条において「信託の記載又は記録の申請」という。）をしなければならない。

（1）～（3）（略）

2～4（略）

（振替の制限日）

第60条（略）

2 加入者は、振替制限日を振替日とする振替の申請又は通知をすることができない。

（自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い）

第81条（略）

2・3（略）

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～10（略）

（振替株式の併合に関する記載又は記録手

者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第5項第3号、同条第6項第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）又は同条第8項第1号（同条第9項において準用する場合を含む。）の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合（第3項に規定する場合を除く。）には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請（次条及び第57条において「信託の記載又は記録の申請」という。）をしなければならない。

（1）～（3）（略）

2～4（略）

（振替の制限日）

第60条（略）

2 加入者は、規則で定める場合を除き、振替制限日を振替日とする振替の申請又は通知をすることができない。

（自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い）

第81条（略）

2・3（略）

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

5～10（略）

（振替株式の併合に関する記載又は記録手

続)

第87条 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、株式併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株式数申告」という。)をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に減少の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他の規則で定める事項

8 第6項及び前項第1号の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替株式の当該減少の記載又は記録をした後の数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項各号に掲げる減少比率を乗じた数(その数に一に満たない数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) (略)

9～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～7 (略)

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の当該増加の記録をした後の数(株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数)は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての

続)

第87条 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、株式併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株式数申告」という。)をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他の規則で定める事項

8 第6項及び前項第1号の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替株式の当該減少の記載又は記録をした後の数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項各号に掲げる数

(2) (略)

9～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～7 (略)

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の当該増加の記録をした後の数(株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数)は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての

第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数、同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数、同項第3号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数及び同項第4号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）

(2) (略)

9~12 (略)

(委託先機構加入者による特別株主の管理)  
第117条 (略)

2 委託先機構加入者は、前項の特別株主管理簿に準ずる帳簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(登録株式質権者管理簿への記載又は記録)  
第128条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項（第92条第2項、第102条第9項及び第105条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がさ

第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数、同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数及び同項第3号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）

(2) (略)

9~12 (略)

(委託先機構加入者による特別株主の管理)  
第117条 (略)

2 委託先機構加入者は、前項の特別株主管理簿に順ずる帳簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(登録株式質権者管理簿への記載又は記録)  
第128条 (略)

2 (略)

3 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項（第92条第2項及び第102条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、

れた場合には、それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

4 (略)

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第136条 (略)

2 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項(第92条第2項、第102条第9項及び第105条第7項において準用する場合を含む。)、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記録又は抹消の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

3～5 (略)

(機構における記録の抹消)

第162条 機構は、前条の規定により加入者から担保株式の届出の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保株式の届出の記録を抹消する。

(配当金支払予定額の通知)

それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

4 (略)

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第136条 (略)

2 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項(第92条第2項及び第102条第9項において準用する場合を含む。)、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記録又は抹消の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

3～5 (略)

(機構における記録の抹消)

第162条 機構は、前条の規定により加入者から担保株式の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保株式の届出の記録を抹消する。

(配当金支払予定額の通知)

第170条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前号の株主ごとの源泉徴収税額控除前の配当金支払予定額

(5) (略)

2～6 (略)

(発行時DVP方式)

第181条 (略)

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社(以下この章において「発行時DVP引受証券会社」という。)は、当該募集新株予約権付社債の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集新株予約権付社債の銘柄、決済条件(当該引受証券会社に係る払込金額、発行代理人、当該引受証券会社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。)及びその他の規則で定める事項(以下この章において「新規記録情報」という。)を通知しなければならない。

3～18 (略)

(間接口座管理機関における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第236条 (略)

(機構における記録の抹消)

第251条 機構は、前条の規定により加入者から担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る

第170条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前号の株主ごとの源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額

(5) (略)

2～6 (略)

(発行時DVP方式)

第181条 (略)

2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社(以下「発行時DVP引受証券会社」という。)は、当該募集新株予約権付社債の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集新株予約権付社債の銘柄、決済条件(当該引受証券会社に係る払込金額、発行代理人、当該引受証券会社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。)及びその他の規則で定める事項(以下「新規記録情報」という。)を通知しなければならない。

3～18 (略)

(間接口座管理機関における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第236条 (略)

(機構における記録の抹消)

第251条 機構は、前条の規定により加入者から担保新株予約権付社債の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保新

担保新株予約権付社債の届出の記録を抹消する。

第3節 振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続

(振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第264条 (略)

(新株予約権行使により交付される振替株式の記録)

第268条 (略)

2～9 (略)

10 振替機関等(第1項(同項第9号に掲げる事項の通知があったものに限る。)、第4項及び第6項(第7項において準用する場合を含む。))に掲げる通知を受けた者に限る。)は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、同項第9号の自己株式充当元口座(当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第4項又は第6項(第7項において準用する場合を含む。))の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、第1項第2号の銘柄である振替株式の同項第9号の数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

11 (略)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 (略)

2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものと

株予約権付社債の届出の記録を抹消する。

第3節 新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続

(新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第264条 (略)

(新株予約権行使により交付される振替株式の記録)

第268条 (略)

2～9 (略)

10 振替機関等(第1項(同項第9号に掲げる事項の通知があったものに限る。)、第4項及び第6項(第7項において準用する場合を含む。))に掲げる通知を受けた者に限る。)は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、同項第9号の自己株式充当元口座(当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第4項又は第6項(第7項において準用する場合を含む。))の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、第1項第1号の銘柄である振替株式の同項第9号の数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

11 (略)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 (略)

2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものと

するほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第 47 条	登録株式質権者（会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。）又は特例登録株式質権者（会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。）	登録投資口質権者（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 4 項に規定する登録投資口質権者（法第 229 条の規定により投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 1 項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた質権者を除く。）又は特例登録投資口質権者（法第 229 条の規定により投資主名簿に記載又は記録がされた質権

するほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第 47 条	登録株式質権者（会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。）又は特例登録株式質権者（会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。）	登録投資主質権者（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 4 項に規定する登録投資口質権者（法第 229 条の規定により投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 1 項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた質権者を除く。）又は特例登録投資口質権者（法第 229 条の規定により投資主名簿に記載又は記録がされた質権者をい

		者をいう。 以下同じ。)
(略)	(略)	(略)
第50条	株券喪失登録（会社法第223条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。）がされた株券	法第228条第1項において読み替えて準用する第131条第1項第1号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第142条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券
(略)	(略)	(略)
第144条第4号	経過したとき（発行者が会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき
(略)	(略)	(略)

（振替優先出資に係る振替株式に係る規定の

		う。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)
第50条	株券喪失登録（会社法第223条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。）がされた株券	法第228条第1項において読み替えて準用する第131条第1項第1号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第142条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券
(略)	(略)	(略)
第144条第1項第4号	経過したとき（発行者が会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき
(略)	(略)	(略)

（振替優先出資に係る振替株式に係る規定の

準用)

第272条 (略)

2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第46条第2項	成立後同意 (法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。) に係る法第131条第1項第2号	発行後同意 (法第235条において読み替えて準用する第130条第1項に規定する発行後同意をいう。以下同じ。) に係る法第235条において読み替えて準用する第131条第1項第2号
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第276条 第51条の規定(第1項第5号から第11号まで、第4項、第6項及び第8項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の新規記録手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

準用)

第272条 (略)

2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第46条第2項	成立後同意 (法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。) に係る法第131条第1項第2号	発行後同意 (法第282条において読み替えて準用する第130条第1項に規定する発行後同意をいう。以下同じ。) に係る法第282条において読み替えて準用する第131条第1項第2号
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第276条 第51条の規定(第1項第5号から第11号まで、第4項、第6項及び第8項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権の新規記録手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	(略)	(略)
第51条第2項	同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号(第9号を除く。)に掲げる事項を通知する。	次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める措置を執る。 (1) 機構が前項第3号の加入者の口座を開設するものである場合 当該口座の保有欄における前項第2号の加入者に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録 (2) 機構が前項第3号の加入者の口座を開設するものでない場合 その直近下位機関であって同項

(略)	(略)	(略)
第51条第2項	前項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号(第9号を除く。)に掲げる事項を通知する。	次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める措置を執る。 (1) 機構が前項第3号の加入者の口座を開設するものである場合 当該口座の保有欄における前項第2号の加入者に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録 (2) 機構が前項第3号の加入者の口座を開設するものでない場合 その直近下位機関であって同項

		第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項の通知
(略)	(略)	(略)

第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

(略)

第7節の2 分配金に関する取扱い

第283条の2 第3章第21節の規定は、振替投資信託受益権の分配金に関する取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「配当金」とあるのは「分配金」

		第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録及び当該直近機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項の通知
(略)	(略)	(略)

第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

(略)

(新設)

と読み替えるものとするほか、必要な技術  
的読替えは、規則で定める。

## 2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。ただし、第 170 条第 1 項の改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日以降に配当金支払開始日が到来するものについて適用する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則(平成20年8月15日通知)(下線部分変更)

新	旧
<p>(新規記録の種類)</p> <p>第46条 この目において「新規記録の種類」とは、次に掲げるものに該当する場合に、その旨をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)発行者が振替株式でない取得請求権付株式の取得請求をした株主に対して振替株式を発行しようとするとき</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(振替を制限する日の取扱い)</p> <p>第75条 規程第60条第1項に規定する特定の銘柄の振替株式の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(1)当該銘柄についての新株式数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合(新設合併又は株式移転における割当比率が一であって新株式数申告をすることを要しない場合を含む。)には、<u>機構加入者が当該新株式数申告をする日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日</u>(新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替株式に限る。)</p> <p>(2)取扱開始日から記録開始日の前日までの各日</p> <p>(3)その他振替をしないことが必要と機構が認める日</p> <p>(削る)</p>	<p>(新規記録の種類)</p> <p>第46条 この目において「新規記録の種類」とは、次に掲げるものに該当する場合に、その旨をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)発行者が振替株式でない取得請求付株式の取得請求をした株主に対して振替株式を発行しようとするとき</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(振替を制限する日の取扱い)</p> <p>第75条 規程第60条第1項に規定する特定の銘柄の振替株式の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1)機構加入者が当該銘柄について新株式数申告をする日</p> <p>(2)前号の新株式数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合(新設合併又は株式移転における割当比率が一であって新株式数申告をすることを要しない場合を含む。)には、<u>前号に掲げる日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日</u>(新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替株式に限る。)</p> <p>(3)取扱開始日から記録開始日の前日までの各日</p> <p>(4)その他振替をしないことが必要と機構が認める日</p> <p><u>2 規程第60条第2項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係</u></p>

る振替制限日(前項第2号及び第3号の日を除く。)の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

(取次停止期間)

第97条 規程第74条に規定する売渡請求の取次ぎをしない日は、次に掲げる日とする。

(1) (略)

(2) 発行者が売渡請求の受付停止期間を設けた場合には、当該受付停止期間の各日

(3) (略)

(新設分割について準用する規程の規定の読替え)

第164条 規程第105条第7項において新設分割について同第80条第5項から第22項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第80条第20項第1号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	第21項第1号口、同号八、同項第3号口、同項第4号口及び同号八に掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の

(取次停止期間)

第97条 規程第74条に規定する売渡請求の取次ぎをしない日は、次に掲げる日とする。

(1) (略)

(2) 発行者が売渡請求の受付停止期間を設けた場合には、原則として、当該受付停止期間の始期の前営業日から終期の2営業日前の日までの各日

(3) (略)

(新設分割について準用する規程の規定の読替え)

第164条 規程第105条第7項において新設分割について同第80条第5項から第22項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第80条第20項第1号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	第21項第1号口、同号八、同項第3号口、同項第4号口及び同号八に掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の

		記載又は記録（加入者の口座が第105条第1項第4号の新設分割会社の口座（以下この条及び次条において「 <u>新設分割会社口座</u> 」という。）である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

(DVP振替請求に基づく振替等)

第255条 機構は、ほふりクリアリングからD

		記載又は記録（加入者の口座が第105条第1項第4号の新設分割会社の口座（以下この条及び次条において「 <u>新設吸収分割会社口座</u> 」という。）である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

(DVP振替請求に基づく振替等)

第255条 機構は、ほふりクリアリングからD

V P 振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

( 1 )別表 4 に定める「先日付 D V P 振替請求」及び「当日 D V P 振替請求」( 振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。 ) については振替日の業務開始時に、「当日 D V P 振替請求」( 振替日の午前 9 時以後に機構が受けたものに限る。 ) については直ちに、渡方 D V P 参加者の機構加入者口座及び D V P 口座に減少の記録及び増加の記録をする。

( 2 ) ( 略 )

2 ( 略 )

( 保留残高 )

第260 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座 ( 信託口、質権口及び質権信託口を除く。 ) に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債 ( 区分管理指定証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。 ) について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数 ( 以下この節において「保留残高」という。 ) の設定 ( 保留残高の変更を含む。以下この条において同じ。 ) の申請 ( 以下この節において「保留残高設定申請」という。 ) 又は当該設定の解除の申請 ( 以下この節において「保留残高設定解除申請」という。 ) をすることができる。

2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日 ( 以下この節において「保留設定日」という。 ) の前営業日又は当日にしなければならない。

3 ~ 9 ( 略 )

( 保留残高に係る D V P 参加者の特例 )

V P 振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

( 1 )別表 4 に定める「先日付 D V P 振替請求」及び「当日 D V P 振替請求」( 振替日の午前 9 時前に機構が受けたものに限る。 ) については振替日の業務開始時に、「当日 D V P 振替請求」( 振替日の午前 9 時以後に機構が受けたものに限る。 ) については直ちに、渡方 D V P 参加者の機構加入者口座及びほふりクリアリングの機構加入者口座及び D V P 口座に減少の記録及び増加の記録をする。

( 2 ) ( 略 )

2 ( 略 )

( 保留残高 )

第260 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座 ( 信託口、質権口及び質権信託口を除く。 ) に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債 ( 区分管理指定証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。 ) について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数 ( 以下この節において「保留残高」という。 ) の設定 ( 保留残高の変更を含む。以下この条において同じ。 ) の申請 ( 以下この節において「保留残高指定申請」という。 ) 又は当該設定の解除の申請 ( 以下この節において「保留残高指定解除申請」という。 ) をすることができる。

2 保留残高指定申請は、保留残高の設定をしようとする日 ( 以下この節において「保留設定日」という。 ) の前営業日又は当日にしなければならない。

3 ~ 9 ( 略 )

( 保留残高に係る D V P 参加者の特例 )

第261条 機構は、DVP参加者から保留残高設定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高（当該DVP参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。）について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

3～5 （略）

（調整新株予約権付社債数の記載又は記録）

第297条 規程第220条第1項の通知は、同項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者通知を行う日にするものとする。

第261条 機構は、DVP参加者から保留残高指定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高（当該DVP参加者の保留残高指定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。）について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

3～5 （略）

（調整新株予約権付社債数の記載又は記録）

第297条 規程第220条の第1項の通知は、同項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者通知を行う日にするものとする。

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第339条 規程第262条において振替新株予約権について同第3章第2節第1款、同節第2款第2目(同第54条を除く。)、同章第6節第1款、同章第8節及び同章第15節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)	(略)	(略)
第141条第1項第2号	消却された振替株式の数及び発行者が法159条第1項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。	消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第340条 (略)

2 第2章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表(略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第341条 規程第263条において振替新株予約権について同第4章第1節、同章第4節、第

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第339条 規程第262条において振替新株予約権について同第3章第2節第1款、同節第2款第2目(同第54条を除く。)、同章第6節第1款、同章第8節及び同章第15節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)	(略)	(略)
第141条第1項第2号	消却された振替株式の数及び発行者が法159条第1項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。	消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第340条 (略)

2 第2章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規程中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表(略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第341条 規程第263条において振替新株予約権について同第4章第1節、同章第4節、第

5節第2款、第10節（同第218条第2項を除く。）第12節（同第225条第2項を除く。）第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 規程の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
第173条第 2項第2号	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第183条第 1項及び第 2項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第186条第 3項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	第175条	第263条において読み替えて準用する第175条
(略)	(略)	(略)
第218条第 16項第3号	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第342条 (略)

2 第3章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲

5節第2款、第10節（同第218条第2項を除く。）第12節（同第225条第2項を除く。）第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 規程の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
第173条第 2項	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第183条第 1項及び第 2項並びに 第186条第 4項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第186条第 3項	(略)	(略)
	(略)	(略)
	第174条	第263条において読み替えて準用する第174条
(略)	(略)	(略)
第218条第 16項	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第342条 (略)

2 第3章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規程中同表中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第263条第 1項</p>	<p>(1) 機構加入者が当該銘柄について新株予約権付社債数申告をする日 (2) 前号の新株予約権付社債数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合には、前号に掲げる日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日 (新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。) (3) 元利払期日の前営業日 (4) 満期償還日</p>	<p>(1) 当該銘柄についての新株予約権数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合には、機構加入者が当該新株予約権数申告をする日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日 (新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権に限る。) (2) その他振替をしないことが必要と機構で認める日</p>
----------------------	--	---

げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第263条第 1項</p>	<p>(3) 元利払期日の前営業日 (4) 満期償還日</p>	<p>(3) その他振替をしないことが必要と機構で認める日</p>
----------------------	-------------------------------------	-----------------------------------

	(5) 繰上償還日(プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。) (6) その他振替をしないことが必要と機構が認める日	
第263条第2項	前項第1号から第4号までの日を除く。	前項第1号の日を除く。

(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第350条 規程第269条第2項において新株予約権無償割当てについて同第80条第2項から第22項まで、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第80条第15項第4号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

	(5) 繰上償還日(プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。) (6) その他振替をしないことが必要と機構で認める日	
第263条第2項	前項第2号から第5号までの日を除く。	前項第2号の日を除く。

(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第350条 規程第269条第2項において新株予約権無償割当てについて同第80条第2項から第22項まで、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第80条第15項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 2・3 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 規程の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
(略)	(略)	(略)
第49条第6 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第57条第4 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第91条、第 94条第1 項、第98条、 第99条第1 項、第128 条第2項及 び第172条	(略)	(略)
第97条第1 項及び第98 条	(略)	(略)
第101条、 第113条第 3項、第128 条第4項、 第136条第 3項及び第 144条第3 号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 2・3 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 規程の規定	読み替えら れる字句	読み替える 字句
(略)	(略)	(略)
第49条第6 項及び第57 条第3項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第57条第3 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第91条、第 94条第1項、 第98条、第 99条、第128 条第2項及 び第172条	(略)	(略)
第97条及び 第98条	(略)	(略)
第101条、第 113条第3 項、第128条 第4項、第 136条第3項 及び第144条 第1項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第 117 条第 1 項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 128 条第 2 項及び第 172 条第 1 号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 143 条第 2 項	(略)	(略)
第 154 条第 8 項第 2 号	(略)	(略)
第 156 条第 2 項第 2 号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 172 条第 3 号	(略)	(略)

2 (略)

別表 1

(別紙(新)参照)

別表 2

(別紙(新)参照)

別表 3

(別紙(新)参照)

第 117 条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 128 条第 2 項及び第 172 条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 143 条	(略)	(略)
第 154 条第 8 項	(略)	(略)
第 156 条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 172 条	(略)	(略)

2 (略)

別表 1

(別紙(旧)参照)

別表 2

(別紙(旧)参照)

別表 3

(別紙(旧)参照)

## 2 附 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。ただし、別表 3 中の 2 ( 1 ) に関する改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(20)金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合((9)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる場合によるものを除く。)	振替株式を発行する会社	上場廃止又は指定の取消しの原因となる事実が発生したとき速やかに
(略)	(略)	(略)

2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(8)吸収分割契約の内容を決定した場合(交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。)	(略) 吸収分割会社である会社(吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(9)新設分割計画の内容を決定した場合(交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。)	(略)	(略)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(13) 新株予約権付社債の無償割当てを決定した場合	新株予約権付社債の無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに
(14) 社債権者集会の招集をする場合	社債権者集会の招集対象となる新株予約権付社債を発行する会社	会社が社債権者集会の招集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の招集をする場合は、会社が社債権者集会の招集を知った後速やかに
(略)	(略)	(略)
(22) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会における指定の取消しの原因となる事実が発生した場合（総額買取型新株予約権付社債を除く。）	振替新株予約権付社債を発行する会社	上場廃止又は指定の取消しとなった日以降速やかに
(略)	(略)	(略)

### 3. 新株予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(7) 吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	(略)	(略)
	(略)	(略)
(8) 新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	(略)	(略)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
( 9 ) 吸収分割契約の内容を決定した場合 ( 交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から取得した振替新株予約権を分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。 )	( 略 )	( 略 )
	吸収分割会社である会社 ( 吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から取得した振替新株予約権を分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。 )	取締役会決議後速やかに
( 10 ) 新設分割計画の内容を決定した場合 ( 交付する新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に全部取得条項付種類株式の対価として交付する場合に限る。 )	( 略 )	( 略 )
( 11 ) 株式交換契約の内容を決定した場合 ( 株式交換の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合に限る。 )	( 略 )	( 略 )
	( 略 )	( 略 )
( 12 ) 株式移転計画の内容を決定した場合 ( 株式移転の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合に限る。 )	( 略 )	( 略 )
( 略 )	( 略 )	( 略 )

4 ~ 6 ( 略 )

以 上

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(20)金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合((9)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる場合によるものを除く。)	振替株式を発行する会社	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(略)	(略)	(略)

2. 新株予約権社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(8)吸収分割契約の内容を決定した場合(交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。)	吸収分割会社である会社(吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(9)新設分割計画の内容を決定した場合(交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。)	(略)	(略)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(13) 新株予約権付社債の無償割当てを決定した場合	新株予約権の無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに
(14) 社債権者集会の召集をする場合	社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債を発行する会社	会社が社債権者集会の召集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の召集をする場合は、会社が社債権者集会の召集を知った後速やかに
(略)	(略)	(略)
(22) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会における指定の取消しの原因となる事実が発生した場合（総額買取型新株予約権付社債を除く。）	振替新株予約権付社債を発行する会社	上場廃止となった日以降速やかに
(略)	(略)	(略)

### 3. 新株予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)	(略)	(略)
(7) 吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	(略)	(略)
(8) 新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	(略)	(略)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(9) 吸収分割契約の内容を決定した場合(交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。)	(略)	(略)
	吸収分割会社である会社(吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(10) 新設分割会社の内容を決定した場合(交付する新設分割会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。)	(略)	(略)
(11) 株式交換契約の内容を決定した場合(株式交換の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合に限る。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(12) 株式移転計画の内容を決定した場合(株式移転の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合に限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

4 ~ 6 (略)

以上

新

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)	(略)	(略)
9 8	自己口	(略)
9 9		質権口又は質権信託口

(注) (略)

以 上

旧

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
(略)	(略)	(略)
9 8	自己口	質権口

(注) (略)

以 上

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	午前9時から午後8時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規程各条に定める日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

(2) (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	午前3時から午後8時まで	規程第170条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第232条定める日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(2) (略)

3~6 (略)

以上

## 別表 3

## 1 統合Web端末

## (1) 入力

## 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
新株式数申告	午前9時から午後4時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規程各条に定める日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

## (2) (略)

## 2 ファイル伝送

## (1) 入力

(略)

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除後)	午前3時から午後8時まで	規程第170条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第232条定める日に入力
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(2) (略)

3~6 (略)

以上